

○ 令和4年度（2022年度）第3回北海道文化審議会 議事録

日時：令和4年(2022年)11月22日(火) 10:00～

場所：かでの2・7 1070会議室

1 開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より「令和4年度第3回北海道文化審議会」を開催いたします。本日全体の進行を担当いたします、文化振興課の山口と申します。よろしくお願いいたします。

初めに本審議会の成立要件についてご報告をさせていただきます。本日は、9名の委員の皆様にご出席いただいております、北海道文化振興条例に規定する委員総数の2分の1以上を満たしておりますことを報告いたします。

次に、本来であれば、ここで文化局長の塚田からご挨拶を申し上げるところではありますが、本日欠席させていただいておりますので、挨拶については省略をさせていただきます。

では、これより議事に入らせていただきます。この後の進行は、本田会長にお願いいたします。

○本田会長

おはようございます。よろしくお願いいたします。本日の審議会の終了時刻は12時を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

2 議事(1)

○本田会長

では、議事の(1)「北海道文化振興指針の改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

皆様おはようございます。文化振興課長の渡辺でございます。

今回、文化振興指針改正ということで、資料をお示しさせていただいたのですが、本来であれば、時間的余裕を持ってお示しできたらよかったです。国の計画策定作業が少し遅れ気味になっておりまして、改正の作業日程がタイトになっており、このようなスケジュールになってしまったことにつきまして、まずはお詫び申し上げます。それでは資料の説明をさせていただきます。

資料1「文化振興指針改定版(素案)について」、はじめに、改正の基本的な考え方です。こちらは、これまでも文化審議会でご議論いただいております、基本的には現行指針の基本的な内容を継続していくということですが、文化振興をめぐる社会経済情勢の変化や関係法令の改正、また、国の次期文化芸術推進基本計画を踏まえ、改正を行うということになります。

国の次期文化芸術推進基本計画の内容について、先にご説明したいと思いますので、参考資料として添付しております「第2期文化芸術推進基本計画」(中間報告・概要たたき台)、こちらをまず説明させていただきます。

国では文化芸術推進法に基づきまして、文化芸術推進基本計画第1期として、平成30年度から令和4年度までの計画を閣議決定しております。今年度が最終年になることから、現在、第2期、令和9年度までの計画の策定について議論をしている状況でございます。まず文化芸術を取り巻く状況ということで、こちらに端的に書いてありますけれども、1番として、博物館法の改正ですとか、文化観光推進法の制定があったということ。また2番といたしまして新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響、ということで、公演等のイベントの中止、延期や縮小。3番といたしまして、様々な社会情勢の変化でございますが、デジタル化の推進ですとか、急激な少子高齢化による文化芸術の担い手の確保が難しくなっていること。また、グローバル化の動きが活発化していくこと。こういうことを踏まえて、第2期の計画について検討していこうということになっております。

資料の第2で、第1期計画の実施状況、達成状況の中間評価を国の方でしております。計画期間前半では一定の進捗があったということですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた以

降、令和2年度以降は進捗が芳しくない、評価することが適切ではない状況があるという評価をしております。これを踏まえまして、資料の裏面の第3で、第2期計画における方向性につきまして、中長期的な目標は、第1期計画で掲げられている目標を基本的に踏襲していくということで、第1期計画で4つの中長期目標が掲げられておりますけれども、これらの目標は変えず、「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を図るため、6つの重点取組を推進していくこととしております。下の表に掲げられておりますが「新時代の文化芸術活動の推進」こちらはコロナ禍を踏まえた事業環境の改善や脆弱な活動基盤強化、また、メディア芸術の振興に取り組んでいく。続いて「文化資源の保存と活用の一層の促進」をしていく。3点目といたしましては「次代を担う子供たちの育成」ということで、子供たちによる鑑賞体験機会を確保していく。4点目といたしましては「多様な主体の参画・連携を推進していく」。5点目は「グローバル展開の加速」ということで、海外への積極的な情報発信や文化交流の充実。6点目といたしましては、「文化芸術を通じた地方創生、地域振興の推進」ということで、博物館、美術館の機能強化・設備整備の促進や文化観光の推進。また、次世代への着実な継承や文化芸術振興を推進する人材の育成。こういったものを国は来年度以降に取り組んでいくということが、先日11月16日に国の文化審議会の部会で示されたという状況でございます。

これらの動きを踏まえまして、資料2で説明したいと思っております。新旧対照表で、指針改正の素案をお示しさせていただいております。表のたてつけとしまして、左側に現行の指針を書いております、真ん中に素案、右側に考え方、備考には根拠規定、という内容になっております。

それでは、素案の主な改正内容についてご説明させていただきます。

まず、「はじめに」ということで、文化振興の目標を掲げています。基本的に内容は前回の指針を踏襲しておりますが、国の基本計画を参酌いたしまして、「文化は、豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育むとともに文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。」ですか、「人間相互の理解促進や質の高い経済活動に繋がるものである」といった文章を付け加えさせていただいております。また、三つ目のパラグラフのところでは、「地域文化を創造・発展させ、次世代に確実に継承していく」ということと、「文化により生み出される様々な価値を活用していく」ということを追記しております。

2ページ目は「指針の位置づけ」についてです。これまでは、条例に基づく道の基本的な事項という位置付けでしたが、それに加えて、文化芸術推進基本法の地方文化芸術推進基本計画、また、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律、こちらの地方公共団体の計画にあたるものであるということ、また、北海道の長期計画である北海道総合計画、こちらの特定分野別計画にあたるもの、また、SDGsのゴールの達成に資するものである、ということで位置付けを明確にしているところでございます。

3ページにつきましては、「基本理念」であります。これまでの審議会のご意見を踏まえまして、この部分はそのまま生かします。

次に4ページ、「文化行政の基本的な考え方」でございます。新たに3つのキーワードを設定いたしまして、これらに基づいて、この後に出てきます施策を展開していこうと考えております。1つ目につきましては、「次世代へ文化をつなぐ」がキーワードでございます。これは年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての道民がいかなる時でも等しく広く文化に接することができる環境の整備、特に将来を担う子供たちについては、文化に接する機会の確保や世代間交流などを通して先人たちが培ってきた文化を次世代へと着実につなぐ、ということでございます。2つ目は、「文化を通じて地域の魅力を高める」ということで、文化を通じて様々な地域との交流促進、また国内外への効果的な情報発信やデジタル技術の活用によって、文化活動を充実させ、地域の魅力をさらに高めていこう、というものでございます。3つ目は、「文化を活用し未来を切り開く」。こちらは、地域の文化を保存、継承して観光やまちづくり、教育など、関連施策に活用することによって地域を活性化させ、未来をきりひらく、こちらのキーワードを設定させていただいて、この後の施策を展開していこうと考えております。

5ページでございます。「文化振興施策の推進」ということで、項目ごとにそれぞれの施策の方向性を示しております。1つ目は「道民の文化活動の促進」ということで、「文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上」でございます。施策の方向をご覧ください、丸の1つ目

は、従来の項目を集約するとともに、道として、特徴のあるまんがやアニメなどの優位性を持つ文化の振興を図っていかうということを書かせていただいております。また、障害者文化芸術活動推進法に基づきまして、障がいがある人の文化活動を促進するため、文化芸術作品の創造ですとか、発表する機会を充実していく。また、コロナ禍の状況を踏まえまして、社会経済情勢の変化が生じた際にも文化活動が制限されることないよう、文化団体等の活動基盤の強化に努めるということを書かせていただいております。

6 ページでございます。「文化に関する顕彰」につきましては、基本的に変えておりません。文言的に、従前の本文に書いてあった内容を施策の方向の部分に記載している、ということでございます。また、その下の「文化情報の提供」でございますが、こちらはこの後の5番の施策に再構築をしています。

7 ページですが、こちらは、「芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供」という項目です。施策の方向といたしましては、1つ目の丸は従前の施策を集約したもの。2つめは、次世代を担う子供たちが、優れた文化を直接鑑賞・体験できる機会の確保。また、障がいのある人の芸術鑑賞機会を拡大するため、障がいの特性に応じた利用しやすい環境の充実。また、デジタル化に伴いまして、オンラインの活用を推進するなど、文化に接する機会の充実に取り組んでいくこととしております。

8 ページでございますが、人材育成について記載しております。本文にも書いてございますが、地域文化の担い手はもとより、文化を継承していくためには、多様で高い専門的技術を有する人材を育成・確保することが必要、ということで追記させていただいております。施策の方向についてですが、青少年が行う文化活動の推進、特に子供たちが文化に接する機会の確保に取り組む。また、若手芸術家等の創作・発表活動につきまして、デジタル技術を用いた新たな表現方法の多様化もございますので、その追記となっております。一番下になりますが、文化活動を支える専門的人材の育成・確保に取り組む、ということに記載しております。

9 ページになります。「文化交流の促進」ということで、「地域における交流の充実」の項目です。審議会でのご意見も踏まえまして、地域間に加えて世代間交流も必要ではないかということで、世代間の交流を推進するため、子供たちが地域の文化活動に参加する機会の充実ということ盛り込んでいます。その下が、「世界との文化交流の促進」でございます。こちらは引き続き促進するというので、施策の方向としては、従前の4項目を2項目に集約しまして、それぞれの取組を推進していかうと考えております。

10 ページでございます。「文化環境の整備及び充実」の項目で、一つ目は文化施設の充実ということでございます。こちらは国の基本計画も参酌しまして、すべての人がいかなるときでも等しく広く文化に接するためには、文化ホールや博物館、美術館などの文化施設の機能を充実させることが必要ということと、博物館・美術館などは文化芸術の保存・継承、加えて、地域の文化の理解を深めその魅力を伝える役割もしている、ということを追記させていただいております。そのうえで施策の方向といたしましては、施設のバリアフリー化や障がいをもつ方への合理的配慮の取組を推進する。また、多言語化の取組を推進していく。さらに、博物館法の改正を踏まえまして、収蔵品などのデジタルアーカイブ化やオンライン公開を推進していかう、ということにしております。

11 ページでございます。「文化情報の発信」といたしまして、施策の方向で、文化に関する情報の多言語化や一元化など、効果的な情報発信に取り組むこと。また、デジタル技術を活用するなどして世界に広く発信をしていくということ新たに盛り込んでいます。

12 ページになります。「歴史的文化遺産の保存と活用」ということで、文化観光推進法が施行されまして、各地域において、文化資源を活用した観光施策の推進や、地域づくりの取組などが広がっている、という状況を記載したうえで、施策の方向といたしましては、文化財に触れ、地域の歴史や文化等を深く理解することができるよう、文化財の保存継承や鑑賞機会の確保に努める。こちらは、道で文化財保存活用大綱を作成しておりますので、そちらとの整合を図っております。また、文化資源を地域資源、観光振興に活用するというので、歴史文化を生かしたまちづくり、また、新たな観光コンテンツの充実に取り組んでいく。北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録になったということ踏まえまして、それらの価値を継承発展させ、地域に交流と賑わいを創出する。また、アイヌ文化につきましては、北海道アイヌ政策推進方策というものを策定していますが、それに基づき、アイヌ文化を次世代に継承し、将来に

向けて創造発展させていくため、調査研究や保存伝承、普及啓発の取組を促進。また、ウポポイなどのアイヌ関連施設と連携をして各地域の活性化を図る、ということとしております。

13 ページでございます。7 番の「文化性に配慮したまちづくりの推進」でございます。こちらの項目につきましては、直接文化の振興という面ではなくて、まちづくりとか、景観形成、生活環境についても、文化的で活力ある社会を構築するために必要ということで、従来から設けられている項目でございます。指針の制定当時にはなかった計画等ができていますので、そちらを踏まえて記載内容を修正しております。1 つ目、地域文化を生かしたまちづくりの推進につきましては、歴史文化を生かしたまちづくりを推進していく。2 番目に美しい街並みと景観形成につきましては、「北海道景観形成ビジョン」を踏まえまして、住宅地の景観ですとか、田園、市街地、文化的景観ですとか自然景観などの良好な景観を形成していくことを目指していく。また、快適な生活環境の創出ということにつきましては、「北の住みいるタウン」の基本的な考え方に基つきまして、安心して暮らし続けられるだけでなく、地域資源が有効に生かされ、暮らしやすく人を呼び込み、地域が活性化するようなまちづくりを目指していくということなのです。

続いて 14 ページでございますが、自然との共生につきましては、「北海道環境基本計画」に基つきまして、自然との共生を基本とした環境の保全と創造に取り組んでいく。みどりの環境整備につきましては、「北海道みどりの基本方針」に基つきまして、都市のみどりの保全や整備、質の向上や有効活用を図って健康で文化的な都市生活を確保していく、ということをそれぞれ記載しております。

15 ページは「推進体制」について記載しております。左側の現行指針を見ていただくと、推進体制等の充実ということで、指針ができた当時は、まだ体制等も整っていなかったということで、これから体制整備を図っていくという内容でした。例えば、施策の方向の一つ目は、この審議会を今後設置していく、ですとか、次のページになりますけれども、文化財団を今後整備していく、といった内容が記載されていまして、これはすでに設置をして機能しておりますので、改めて、北海道、市町村、文化団体、民間企業等、各主体の役割について記載しております。

1 つ目の北海道でございますが、北海道は関係法令に基づく地域計画を作成し、また、観光やまちづくり、国際交流などの関連施策との連携を図るとのことと、各主体との連携・協働を促進するというようにしております。

次に 16 ページでございます。市町村につきましては、文化芸術に関する計画を策定すること、また地域の個性を活かした文化振興、文化資源を活用した施策の実施、ということが求められているということを記載しております。3 つ目に文化振興を目的とする法人、団体等でございます。制定当時から比べて文化振興を目的として設立された法人、NPO も増えてきております。国の方でも中間支援組織といったような形で、役割を明記しております。道といたしましても、文化活動や文化団体への支援、文化事業、自主事業の企画など、文化振興に関する活動が期待されて、特に道が主体となって設置した、北海道文化財団につきましては、道内の文化振興の中核的役割を担っており、道内各地での事業展開、協力体制の構築に積極的な役割を果たすことが期待される、ということを書かせていただいております。4 番の文化団体でございます。こちらも国の基本計画を参酌いたしまして、文化施設と連携し、プレーヤーとして活動充実を図る。文化の継承・発展に積極的な役割を果たすことが期待をされる、ということを書かせていただいております。民間企業につきましては、企業の社会的責任の一つとして、地域の文化活動への支援、文化団体や文化施設の運営に対する一層の支援が期待されているということを書かせていただいております。

2 番といたしまして、北海道文化基金の活用となっております。従前の指針は設置・拡充でございましたが、設置が終わっていますので、文化の振興を図るために必要な事業に要する経費の財源として活用する、ということを書かせていただいております。

最後になります。3 番の進行管理といたしまして、国の文化芸術推進基本計画期間に合わせまして、文化振興に係る数値目標を設定し、これらの施策の検証評価を行う。また、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、必要に応じて見直しを行う、ということを書かせていただいております。

以上が改正素案の内容でございます。資料の 1 に戻っていただきたいのですが、ただいまの

説明で申し上げました素案ベースの内容で、2の改定案の概要をそれぞれ書かせていただいております。数値目標につきましては、この後またご議論いただきますが、3番の今後のスケジュールでございます。今月開催されます、環境生活委員会に、こちらの素案を報告いたしまして、議会でご議論いただいた後、パブリックコメントを実施し、パブリックコメントの実施結果なども踏まえ、1月に文化審議会を開き、今度は「案」についてご審議をいただきます。それをまた議会へ報告した後、年度内には文化振興指針の改正をしてみたいと考えております。駆け足になりましたが、一通り説明をさせていただきました。以上でございます。

○本田会長

ただいまの説明について審議をするわけですが、進行の都合上、一度に、全体に対する意見をいただくのではなく、内容に関連性がある項目ごとに分割して、皆様からご意見・ご質問をいただきたいと思っております。

まず、新旧対照表の、1ページ目から4ページ目まで、「はじめに」から「第1章」、「第2章」まで、主に「目標」、「考え方」といった内容になりますが、ここまでに對して、ご意見をいただきたいと思っております。皆様いかがでしょうか。

○大野委員

1番目の目標のところですね。まず「開拓期」という言葉が出ていますけれども、今は開拓という言葉は使わない方がいいと言われていていると聞いています。というのは、明治期の和人が開拓したということなのかもしれませんが、その前にアイヌの人々が住んでいたわけですから、開拓という言葉はおかしい、ということになっているようです。ですので、開発とか、近代化という言葉に置き換えた方がいいのではないかという点の一つ。

それから「縄文時代などの先史時代の文化や先住のアイヌの人たち」と書かれていますけれども、北海道の歴史は本州と全然違う歴史で、旧石器時代からありまして、つい昨日、白滝の黒曜石が日本最古の国宝に格上げされると出ていましたので、旧石器時代、それから縄文があって続縄文があって、弥生時代、札文とかオホーツク、そのあとでようやくアイヌが出て来て、明治以降は、施策として総合的に国が開発してきたという全く違う歴史があるので、その辺をどこまで詳しく書くか別として、もう少し特徴をつかんだ書き方にしたい方がいいのではないかと思います。「明治期のアメリカをはじめとする諸外国」というのは、どのことを指しているのか、よくわからなかったのですが、特にここの記載はなくてもいいのかなと思えました。

○事務局

「はじめに」の記載内容については、あまり変えなくて良いと思ったのですが、「明治の開拓期における～」という表現がわかりにくいということであれば、私どもも、調べさせていただきます。ただ、ここについては、丁寧に歴史を追っていくということよりも、北海道にはいろいろな文化があったということと、いろいろな人達やいろいろな文化の影響を受けて、開放的で多様性のある文化が生まれてきたという成り立ちを書かせていただいている部分ですので、どこまで詳細に書くのかも含めまして、検討させていただきたいと思っております。

ただ、時間がかかるとお思いますのでお時間をいただいていることになるかと思っております。

○荒川委員

3ページ目の4番目「北国らしい文化を発信する」ですとか「北国らしい個性的な地域文化を創造し」という文言がありますが、北国といいますと東北も入ります。この北国というのは、昔は北陸地方を指していた言葉ということがありますので、北海道独自のことを指すのであれば、北国という表現ではない方がいいのではないかと考えますので、ご検討いただければと思います。

○事務局

他との整合性も含め、どのような書きぶりが良いのか検討いたします。

○林委員

北海道史を大学の授業で教えていて、最初にやるのが日本史との接続ということですが、日本史と接続するのが明治以降なんですね。それ以前は外国ですよ。国境も確定していないわけですから。それを日本史の流れと同じように語ってしまったら、北海道らしさが出ないと思います。ただ、大学生からは「そんな歴史、高校まで学んでこなかった」と言われてしまう。つ

まり、教育委員会がそういう教育を全くしていないということが大前提となっていて、逆にその事実を踏まえると、このかたちで仕方ないのかなと思っていたのですが、改定するのであれば、ここがどう書かれるかによって、北海道らしさが表現できると思います。

私は沖縄調査をずっとしていますけれども、沖縄の教育委員会は、琉球史という厚い教科書を作って高校生にしっかり学ばせて、日本との接続に至るまでの独特の文化をちゃんと説明するわけです。北海道は少なくともこの文章をその方向で、全く別の物にする可能性がここには含まれているのではないかなと思います。その知識を持った方はたくさんおりますので、ご検討いただければと思います。

○事務局

北海道の歴史を書くのであれば、いろいろな書き方やいろいろなご意見もあると思いますし、道の北海道史にどのように書いてあるかというのもあります。私どもとしては、この導入部分は歴史の詳細を書くところではないと考えておりますし、専門家によって議論が対立するような内容だとすると、書くとしても十分な議論が必要になってきます。この部分は、北海道の多様性のある文化が、国内外のいろいろな人たちの文化の影響を受けて成り立っている、という多様性の説明をしている部分ですので、学術的に、歴史的に正確に書けるかどうかは、ちょっと難しいような感じもしますけれども、先ほどご指摘があったような、わかりづらいというようなところの書きぶりについては、検討しますのでお時間をいただきたいと思います。

○斎藤委員

ここは根本的な話になってくると思います。ここを直すには、ものすごく議論が必要で、この書きぶりでは、今道民が感じていることが反映しきれない、ということじゃないかと思うのですが、今後のスケジュールを見ると、後はパブリックコメントを受けて、審議会で素案から案にしていく、ということを見ると、今ここで文言を書き換えるとなると、さらに今後議論を深めて、関係する諸方面と調整して、という時間が取れない。そもそも、国がこのタイミングでたたき台を出してきたこと自体が、時間的に相当厳しいのではないかと思うんですけれども。我々の意見としては、課長が仰った、専門家によって様々な意見があるようなところは、今後、時間をかけて議論して文言を作り直していくことにする、という方向性は出せるんですけれども、今回の改正のスケジュールで、道が作るものとして一つの言葉に持っていくのはちょっと難しいんじゃないかと僕は思うんですよね。それは皆さんどうお考えですか。

○本田会長

すみません。私がお伝えしないといけないことを全部仰っていただいたのですが、ただ、私もやっぱり委員からこういう意見が出たということはしっかり受けとめるべきだと思っています。これは学術的という問題ではなくて、歴史感の問題だと思います。北海道の中に、この大地に対するどういう歴史感をこれから打ち立てていこうとするのか、そういう指針とすべきかどうかというかなり重たいものを含むと思いますので、私も継続的な審議をしていただければと思います。副会長が仰ったように、この部分をこの時点で一つの文章にまとめるのはちょっと難しいかなと思っておりまして、この後、案になる前にパブコメでもご意見が出てくるような気がするのですが、その段階でもう一度、どのように扱うかを検討することにはなりませんでしょうか。皆様いかがでしょうか。

○事務局

今回、改訂版素案ということで示させていただきましたが、今まで入っていなかった北海道史に対する歴史観を入れるとなると、多分、根本的なところから変えることになると思います。北海道史については、いろいろな立場の方のいろいろな歴史感がございまして、統一されたものを打ち立てるとなると、かなり難しいという気がいたします。私どもといたしましては、今回、国の計画が改定されるのに合わせて改定すべきところは改定をして、継続審議とさせていただけるのであれば、今後も必要に応じて改定をいたしますということを、最後の章の推進体制に書いておりますけれども、こちらは今後、時間をかけて議論をしていかなければならないと思いますので、今回改正するところと、時間をかけて議論をするところを振り分けて、ご議論いただけるのであればありがたいと思います。

○斎藤委員

こういう議論、文化審議会でこれだけ意見が出て、僕もその必要性をすごく感じているんですけど、今回盛り込むのは難しいと感じていまして、その代わり、審議会からの意見として、

これに関して、次回の指針に向けた議論を始めるべきだと考えます。意見が出たということは今までの書きぶりでは納得できない状況になっているので。様々な意見が出て当然なんですけど、意見の中身が時代とともに変わってきていると思うんですね。だからそれをちゃんと反映することが必要なんじゃないか、敏感に反映していかなければいけないのではないかって思ったりします。そもそも、文化ってということが議論されてないんですね、文化って何なのか。その辺をちょっと北海道の精神的に、逆に言うと他の地域がやりづらい議論じゃないかなと思うんですよ。北海道だからできる、テストケースをつくれる土地だと思うんです。他の地域では取り組めない試みを北海道の指針に先進的に盛り込むこと。文化庁から何か来たのを待つのではなく、一歩先を行くような。この指針は、できた当時は先進的な指針だったと思うんですよ。だから今でも骨格をそんなに直さなくて済んでいる、ということはこの間の議論で僕は思ったんですけども。今回は国のスケジュールに合わせているのでこういうことか、とは思っているんですけども、次に向けてといいますか、継続して検討していくということを文化審議会の意見として添えさせていただければと感じています。

○本田会長

他にご意見はよろしいでしょうか。

では、次に「第3章 文化振興施策の推進」ですが、新旧対照表の、5ページ目から8ページ目まで、項目1番「道民の文化活動の促進」から3番「文化活動を担う人材の育成」までについて、これらは、先ほど出てきた、基本的な考え方で言うところの「つなぐ」に該当する施策になりますが、皆様いかがでしょうか。

○松永委員

5ページ目の〈施策の方向〉の二つ目の丸のところに「障がいのある人の文化活動を促進するため〜」とありますけれども、発表する機会の充実というのは、障がいのある方に特化したということなのでしょうけれども、その方達に特化した機会というよりは、全ての人が等しく文化を享受できるようにと書いてあるので、別々に機会を設けるというよりは、みんな一緒にというイメージかなと思うんですけども、事務局ではどうお考えですか。

○事務局

5ページの〈施策の方向〉の一つ目の丸に、道民全体のことを書かせていただいております。3行目の発表の場の拡充に取り組むというのが、道民全体の発表の場の拡充。さらに、障害者文化芸術活動推進法が施行されたこともありまして、障がい者の文化活動促進の部分を項目として作っております。

○松永委員

項目として特出ししているけれども、実際の取り組みとしては皆さん一緒にとということなのでしょう。わかりました。

○加藤委員

今のところですが、アールブリュットといいますか、障がいのある人とそうでない人が、共に、一緒にやっていく、進めていくんだっていう考え方をここに盛り込むのかどうかという問題だと思うんですけども。

○松永委員

私もそうだと思います。これだとちょっとわかりにくいというか。

○本田会長

もう少し、ここの文章を次回、少しわりやすく、こういう気持ちを込めた文章にさせていただけるといいと思います。お願いいたします。

○事務局

わかりました。

○伊藤委員

「社会情勢の変化が生じた際にも、文化活動を制限されることがないように」とありますが、実際、各地の文化施設がコロナのワクチン接種会場に使われ、文化活動が停滞するという現状があります。ここで掲げられたのは素晴らしいと思いますが、具体的にどのようなことができるのか疑問に思いますので、お考えを伺います。

○事務局

コロナ禍のような社会情勢の変化が生じた際にも、活動が止まらないように支えていきますということで、実際の事業としては、文化団体の再開支援事業ということで北海道文化財団を通して、補助金を活用していただくという取り組みをしております。また、それ以外の活動基盤強化でいうと、国の基本計画でも盛り込まれているのですが、個々のアーティストの活動基盤が非常に脆弱で、契約などでも不利な立場に追い込まれるという事例がコロナ禍で顕著になったこともあり、国の方で、アーティスト向け、団体向けのガイドラインを今年度作成しております。そういったガイドラインも活用しながら、基盤を支えていく取組をしたいと考えております。

○伊藤委員

再開支援という面では助けられた団体も多いと思いますが、それはイベントが実施できた時の施策と認識していますが、活動できる場所が閉鎖されてしまうということが今回のコロナ禍における一番の問題ではないかと考えまして、場の提供ということも今後は考えていただけたら有難いと思いました。

○林委員

5ページ目の施策の方向の部分で「まんがやアニメなど本道が優位性を持つ文化の振興」というのが突然出てきて、その後は出てこないんですが、まんがやアニメが優位性を持つ根拠が難しいのではないかと思います。私は著者の一人として北海道近代史を書いています。まんがやアニメの担当が、公文書館に何か資料があるのではと探しましたが、一遍たりともまんがやアニメに関する公文書が存在していないということがわかり、どうしていいのかわからない状態になっています。確かに、漫画家を輩出したということでは、北海道出身の漫画家はたくさんいるんですよ。その人達の受け皿となって北海道が何かをしてきたかという、ほとんどやっていないということを見ると、「アニメなど本道が優位性を持つ」という根拠が全然わからない。優位性を持つとすれば、それは人材を輩出しているという事実です。その部分を入れ込まないと難しいのではないかと思います。現在、道がまんが大賞を実施しているのも、多くの漫画家を輩出してきたことをうけ、継承していきたいということでやっているのはわかりますが、やっぱり難しい。いくつかの売れているマンガが北海道を舞台にしていたり、アイヌ民族関係だったりすることにかけているのかもしれませんが、それは10年経てばどうなるかわからないということもあります。

○事務局

ご指摘の通り、北海道は漫画家を多く輩出しておりまして、道のまんが大賞の顕彰の取り組みも、人材の底上げを図って北海道の漫画家を増やしていくことを目指しているもので、記載の仕方は、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

○林委員

優位性の根拠を示す文言を入れるだけで、理解が深まると思いますので、よろしく申し上げます。

○本田会長

他によろしいですか。では、続いて、9ページ目から11ページ目、項目4番「文化交流の促進」から5番「文化環境の整備及び充実」までについて、これらは、基本的な考え方では「たかめる」に該当する施策になりますが、皆様いかがでしょうか。

○林委員

10ページですが、「施策の方向」に「施設のバリアフリー化や障がいを持つ方への合理的配慮の提供」とありますが、施設のバリアフリー化も合理的配慮の一環ですので、「施設のバリアフリー化等の」という書き方が良いと思います。

○事務局

わかりました。

○本田会長

他によろしいですか。続いて、12ページ目から14ページ目、項目6番「歴史的文化遺産の保存及び活用」から7番「文化性に配慮したまちづくりの推進」までについて、これらは、基本的な考え方では「きりひらく」に該当する施策になりますが、皆様いかがでしょうか。

○大野委員

12 ページですけれども、施策の方向の丸の4番目に「北海道・北東北の縄文遺跡群」とありますが、唐突に出てきているので、世界文化遺産とわかるように付け加えた方が良いと思います。先ほど言いましたが、国宝は道内に二つしかなく、日本最古の国宝が突然出てきましたが、白滝に関しては、入れなくてもいいのかなと感じました。

あと、ここに記載することではないと思いますが、アイヌ文化を次世代に継承するというところの、考え方とか、移行のところの関連法案とか、道の計画が載っていますけれども、もともと国にもアイヌ民族支援法があって、そこから道の支援策が出てきていると思うんですよ。さらに、国のアイヌ民族支援法ができたきっかけには、国連で先住民族の権利の宣言というのがあって法律ができたという経緯があるので、文書に入れるところはないと思いますが、考え方のところには、そういうことも含めて記載しておいた方がいいのではないかと思います。

○事務局

縄文世界遺産の説明ですとか、アイヌ文化のところの考え方の欄の書き方について検討させていただきます。

○荒川委員

北海道遺産というものがあると思うんですが、北海道遺産は道が認めているものなのでしょうか。もし認めているのであれば、文化財や地域の歴史文化を深く理解するという意味では、北海道遺産というものがあるということも、この文言に入れた方がいいのかなと思います。確認ですが、北海道文化遺産は、民間の認定なのか、道の認定なのか、どちらでしょうか。

○事務局

今はNPOで認定をしている状況です。ここに具体的に書くとなると、先ほど委員がおっしゃられました国宝ですとか、重要文化財、登録有形文化財があり、それに日本遺産、北海道遺産もあります。それら総称しまして、さらにそういった登録もされていないような、地域で受け継がれているようなものも含めての歴史的文化遺産ということで書かせていただいておりますので、ここではあくまでも、全般、国法なども含めてですけども、いわゆる地域の中で引き継がれてきた有形無形の文化遺産、ということでご理解いただければと思います。

○荒川委員

本道の歴史を伝えるということですので、せつかく制度があるのであれば、それを知っていただくということも大事なのかなと思っております。

○今泉委員

14 ページの「施策の方向」に「みどりに親しむ拠点の整備」とありますが、具体的にどういうものなのでしょう。

○事務局

これは現行指針の内容になりますが、いわゆる都市の中の緑を確保していこうという取り組みですので、街の中にある公園や、いわゆる緑地帯、そういった整備を進めていくという、平成6年当時に考えていたものになります。基本的な考え方は継承していきますが、改正素案では、都市のみどりの保全や整備という文言にしております。

○本田会長

個人的な意見ですが、北海道は圧倒的に自然の力が強いと思っていまして、それがこの部分から伝わってなくて、今北海道に求められているのは、このパワーが失われてきているので、どうやって保存し、さらに進めていくのかということを経営的なことではありつつも、それについての教育が圧倒的に足りないって思っているところで、どこかにそういうことを入れていただけると有難いと思いますが、素案には入れるのは難しいのはわかっていますけれども、考え方として、もう少し北海道に住んでいる次世代の子供たちが、北海道の自然に対して理解を深める、そういう環境教育みたいなものをどこかに入れていただけると有難いと思っています。

では、最後の15ページ目から16ページ目、第4章「推進体制等」について、ご意見はございませんでしょうか。

○林委員

16 ページ目ですが、市町村の役割が書かれていて、北海道は多くの市町村と連携を取っていかなければならないと思いますが、先ほどの話で申し訳ないですが、北海道近代史を書く時に、地方に資料を探しに行くわけです。すると残念ながら、地方ではそれらを保存しようとする意欲にかけていたり、お金がなかったり、せっかく発見した個人で所有しているものも、虫食いだらけで全然報告ができないということを何度も経験しています。そうすると、この芸術文化の計画の策定とか、個性を活かした文化振興を市町村にやっていただけるのか、心配になってしまうのですが、現行の指針では書かれていないので、今回から、道が推進体制をお願いするんですけれども、市町村にお願いだけではなく、道からの助成などがあるのかどうか、もしそうだとしたら、この価値があるのかなと思うんですが、お聞かせください。

○事務局

市町村に文化芸術に関する計画を策定することを今回加えさせていただきました。最初にお示した国の計画の資料を見ていただきたいのですが、国で文化芸術推進基本計画を作っていますが、地方公共団体、都道府県は、この計画を参酌して計画を作るよう努めなければならないとなっています。市町村はどうかということで、今回、国の方で議論されたようだけれども、第5の(3)で、地方公共団体への計画策定の働きかけ、国の計画内容を参酌した地方文化芸術推進基本計画の改訂・策定支援を促進していこうということで、市町村も含めて、国でも、策定の支援をしていこうとなっています。国の支援内容がわからない部分もありますけれども、このような動きがあったということで記載をさせていただきました。

○林委員

国が計画策定の促進を求めている、道としてもそれを求めているのであれば、道として支援や助言をしますということを入れておかないと、道の指針としての価値がないような気がするのですが。国が課題だということ「求められています」という主語のないものをここで入れるのは、道の主体性がないような気がするんですが。道としても、市町村の計画策定を支援します助言しますという文言を入れるだけで、市町村もちょっと安心するような気がします。助言や支援の文言を入れておくと主語が道でもあるということになると思うのですが、いかがなものでしょうか。

○事務局

北海道の役割の中にそこを全部入れ込むのは厳しいので、そうすると様々な施策で道は市町村に助言や指導をしていますので、全てに入れないといけなくなってしまうので、道の役割としては、これらの施策を進めていきますということで、個別の事は、全くしないという訳ではなく、そこだけ特出しして指針に書くのは難しいと考える。

○斎藤委員

市町村の自主性もありますよね。そういったことを大切にしなければいけないということを道の指針として項目を設けたということなのかなと僕は理解しています。

さっきも言ったのですが、国からたたき台がきて、それをもとに時間のなかで議論をして、そうするとこれだけの意見が出てきてしまうというのは、文化振興課の皆さんものすごく大変だったと思います。でも、このスケジュールで収めていかなきゃいけないということで、我々はある程度協力はしなきゃいけないんですけれども、これだけの意見が出てしまうスケジュールでやらなきゃいけないということに、これからの5年間を方向付けなければいけないとすると、相当曖昧な文言しか成立しないんですけども、このことを今後、文化審議会としては考えなきゃいけないと思うのと、国の基本計画を参酌という言葉がいっぱいあって、この参酌という言葉は、僕の理解では他と比較して長所を取り入れることなんです。国からこれを入れなさいと命じられているわけじゃないんですよ。無理に入れる必要がないこともあるし、北海道にそぐわないこともあると思うんですよ。国からこう言われたから入れるっていうんじゃないという考え方が根本的に必要ではないか、だから北海道独自でもっと良いことがあれば、それを組み立てるという気概が、この指針の中に今のところ感じられないんですよ。今後、何らかの形でねじこめないかということ。数値目標の話でも言おうと思ったんですが、全国平均以上の数値目標が多いんですよ。全国平均以下だったものを全国平均以上に上げようとするのは、当然のことなんだとは思いますが、例えば、ドイツと比較するとか、韓国とも比較してみようか、何か違うタイプのものとか比較してみようかみたいな積極性が、今のところ感じられないんですよ。今回の段階ではこんなものかなという印象で、そんなに手も

加えられないようなタイミングの縛りもあったりする中で、どうなんだろうと思いつつながら議論を聞いているところです。ちょっと頑張った方がいいんじゃないかなと思います。

○伊藤委員

林先生のお話ですが、市町村にはだいたい文化団体がありまして、周年記念誌を10年単位で作られているところが大半なので、もし資料が足りないということであれば、お手伝いできるのかなと思っています。

また、「推進体制」の(4)に、文化団体の役割として文化の継承と書かれているのですが、そこに含まれているのかもしれませんが、記録ということもあるなと思いました。

○大野委員

「推進体制」の箇所では「～していきます。」といういい方ですが、素案では、なぜ「求められています、期待されます」といった受け身の書き方になっているのか、気になりました。

○事務局

15ページの(1)の北海道のところは、「します」というように主体的に書けるのですが、市町村以降の書き方については、道が定める計画や条例で、他の自治体の行動について「ねばならない」という書き方ができないことになっていますので、そのような書き方になっています。

ただ、市町村に関しては、「求められる」というやや強い書き方をしておりまして、それ以外の団体や企業には「期待されています」という書き方にしております。

○荒川委員

改正指針は令和5年度から9年度ということですが、11ページの文化情報の発信で、国の基本計画でも海外への積極的な文化発信というのがありますが、最近になって10月ぐらいから海外から日本に来る方もたくさん来まして、私のところにも、毎週のように海外の方から「北海道へ来たら太鼓を打ちたい」という問い合わせ来ておりまして、コロナ前は、年間300人くらい海外の方に太鼓の体験をさせていました。北海道に来たら文化に触れたいという方がたくさんいらっしゃるの、今すぐにでも海外への発信ができるような体制を整えていただければと思います。

○林委員

国宝展を観るために、学生が本州まで出向いている。観たいと思っても北海道まで来ないというものが多くて、やはり本州との格差があると以前から思っています。指針の中で格差を埋めるための施策を入れてもいいような気がしますが、道として、格差はないとお考えですか。その対策はしないということでしょうか。

○事務局

認識としては、東京が文化の中心で、そこと比べると大分差はあるかとは思いますが。道内でも札幌市とそれ以外で、文化に触れる機会は少し偏りがある。そういう意味で施策の方針としては、道内各地域において、という形で進めていこうと考えております。ですから、今が等しい状況かどうかと言われると、そうではないというふうには考えております。

○林委員

今言ったような巡回展の中から札幌が外されているということに対して、北海道は何かお願いをするようなルートとものがあるのでしょうか。施策でそれができるのでしょうか。

○事務局

道教委文化財・博物館課です。近代美術館を所管しておりますが、実際、国宝など重要文化財を持ってくる時には、施設の基準もかなり高いものが求められます。万が一のことがないという誓約書を出したうえでなければ受け入れられないのですが、現在、近美は立ててから46年を迎えていて、施設の状況的に、万全を期しますという確約ができるところはない。

ただ、今回、法隆寺の国宝を持って来るなど、巡回展のルートに乗れるような努力をしてはいるのですが、そういった基準をクリアできる施設が、道内ではまだ限られているのが現状です。

○加藤委員

日展が50年以上前に北海道に来たことがあって、それ以降一度もない。絵から彫刻から文化はすべて入っていますから。一度持ってきて道民の方に見ていただきたいと思います。個人的

な要望です。

○本田会長

では、議事1「文化振興指針 改定版(素案)」について、事務局は、審議内容を踏まえて、改定作業を進めていただくようお願いします。

2 議事(2)

○本田会長

次の議事(2)数値目標の設定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料3に基づきまして、数値目標の設定について、説明します。

この資料は、9月に開催した第1回審議会でお示しした内容の修正版でして、赤字で修正箇所を示しておりますので、修正箇所を中心に説明します。

まず、上の表の「考え方など」についてですが、「数値目標」の欄に、全国や他の都府県と比較が可能なものは、全国平均を目標に設定し、毎年度の数値で全国や他の都府県と比較ができないものは、比較可能な時点での都道府県立の数値を参考に目標を設定、という考え方を追加しています。こういった考え方を踏まえ、「数値目標(案)」についてご説明いたします。

1つ目の「文化活動の実践機会への満足度」ですが、前回お示しした際は、北海道は23位ということで、目標数値を「全国第10位」としていましたが、R3の数値は全国平均より低いこと、また、目指す順位が10位である理由が不明瞭なため、目標を「全国平均以上」に修正しました。

2つ目の文化会館の稼働率は、前回は、3年に1度の国の調査結果しかなく、現状の数値もH30の数値しかお示しできませんでしたが、国の調査を補完するため、道が毎年、道内施設の調査を行うとご説明しましたが、その調査結果が出ましたので、過去5年分の数値を現状の欄に反映しております。これを見ますと、道内の文化会館の、直近R3年の稼働率は71.9%ですが、目標値の設定にあたって、R3の全国の値が分からないため、上の「考え方」に基づき、比較可能なH30時点の国の調査結果で公表されている区分を参照したところ、「都道府県立」は道の数値を上回っていたため、この数値を参考にして、84%という目標を設定したものです。

次に、3つ目の「文化会館1館あたりの年間入場者数」です。こちらも前回お示しした際は、文化会館のトータルの入場者数ということで何十万人という数字を出していたのですが、道が、民間も含めた状況を調査した結果を現状の欄に反映しています。国の調査が3年に1度なのですが、1館あたりの平均の入館者数が公表されていたので、比較可能なH30時点で、道の数値を上回る都道府県立施設」の7万8千人という数値を目標として設定しております。

次に、2ページ目、上から4つ目の「オンライン鑑賞を含む文化的環境の満足度」です。こちらも、9月にお示しした際は、北海道が17位だったことから、全国10位という目標をお示しましたが、この数値は全国平均よりも低く、目指す順位が10位である理由が不明瞭なことから、目標を「全国平均以上」に修正しました。

その下の「文化施設におけるソフト面のバリアフリー化」と、さらにその下の「文化施設における展示等の多言語化」についてご説明いたします。2項目とも、前回はH30の数値のみしかお示しできませんでしたが、今回は過去5年分の、道の調査結果を反映しています。

どちらも、国の調査との比較が可能なH30において、全国平均は上回っているものの、「都道府県立施設」よりは低いため、その数値を参考にし、バリアフリー化は75%、多言語化は50%という目標を設定しました。

次に、下から3つ目「デジタルアーカイブの公開資料数」です。前回は、今後調査をしますとご説明しており、今回、その調査結果を反映しました。この項目につきましては、国の調査が行われておらず、全国平均などとの比較ができないため、資料の10%相当の資料数をデジタルアーカイブ化して公開することを目標に、5万件と設定しました。

最後に、下から2つ目の「文化財を活用した事業を実施している市町村の割合」です。前回は、「国、道及び市町村が指定・登録する文化財の数」という項目をお示しましたが、現在、教育庁において、令和5年度から5年間を計画期間とする、次の教育推進計画の検討が進

められており、この計画において定める数値目標との整合を図りまして、同じ項目にするということで修正しております。目標数値は、現在教育庁で検討されているものと同じ数値にしたいと思っております。以上が資料の説明になります。

○本田会長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問をいただきたいと思えます。

○大野委員

ちょっと気になったのが、目標数値を設定しないというのが二つありまして、おそらく理由が大きく減少しているということで、文化団体の数と、伝統的文化団体の数ですけれども、ある程度維持をしていくためには、少なくとも何かしら目標は置いた方がいいじゃないかなと個人的には思います。例えば、文化団体の数でいうと、令和2年、3年と急激に減っていますけど、多分コロナの影響なのかなと。そうするとコロナ前の令和元年の9,118団体っていうのが一つ目標値なのかなという気がします。伝統的文化団体の数も、例えば現状を維持するとか、何かしら作っておかないと、どんどん減ってしまうのではないかとこの気がします。

○事務局

文化団体の数と伝統的文化団体の数を設定しないとしているのは、前回、9月の審議会でもたくさんご意見をいただいたところで、道内全ての市町村が同じような傾向なのか、といったご意見をいただきました。同じ説明になりますが、札幌市だけが伸びていて、あと全ての市町村は急激に減っているということがあります。私どもとしては、団体の数を基礎データとして今後も調査を継続し、状況を把握していくということは必要かと思っております。

ただ、この文化団体の数の減少傾向というのが、文化施策の不足によるものというより、少子化など他の影響が大きいと考えており、目標として設定した場合、文化の施策で目標を達成するのは難しいのかなということがありますので、基礎データとして把握をして数値目標と合わせて審議会にご報告をしていく、ということにさせていただきたいと思えます。

○斎藤委員

今から入れることができるかわからないですが、施策の方向で「本道が優位性を持つまんがやアニメ」ということを明確に謳っていて、基本的な政策に入っているのですが、先ほど林先生も仰いましたが、今、どういう点で優位性があるのかがわからないから、数値化ができていないと思うんですね。このぐらい具体的に言ったことに関しては、数値目標を設定して、達成できたかどうか、例えばまんがアニメ大賞の応募数なのか、漫画家の数が増えたのか、何らかの検証するためにも、このぐらい具体的な施策は、数値目標を設定したほうがいいのではないかなという気がします。そうすると検証ができると思えますが、これはどうでしょうか。

○事務局

先ほどのご指摘のとおり、本文の書きぶりをどうするか、というお話もございますけれども、具体的にまんがアニメ事業に取り組んでいる部分もございますので、案の段階で入り込めるような指標があればご報告させていただきたいと思えます。

○斎藤委員

なんか元気が出る、結果が得られそうな事業をやらないと、道の施策自体が無駄だったと思われるのは悔しいじゃないですか。数値目標を達成できそうなところで、全国にインパクトが与えられるような指標を設定するとか、何かそういう特色も欲しいなと思えました。

○本田会長

他にご意見ございませんでしょうか。ご意見がないようでしたら、事務局は「数値目標」の審議内容を踏まえて、事務を進めていただくようお願いいたします

それでは、次第の「4その他」の報告事項について、事務局から発言をお願いします。

○事務局

ありがとうございます。先ほど申しましたように、非常にスケジュールがタイトで申し訳ないと思っております。また、今回の素案につきましては、こちらの方向性で示させていただきますが、次に、案の段階で修正できるところはさせていただきます、パブリックコメントの結果とあわせて、お示しさせていただければと考えております。

それでは、その他、報告事項ですが、前回の審議会でご様に候補者を選定いただき、その後、知事決定いたしました、令和4年度の北海道文化賞と文化奨励賞につきましては、贈呈式

を12月19日に行うことに決まりました。場所はホテルポールスター札幌になります。今年度も新型コロナの感染者数が増えているため、昨年度と同様に、参加人数を絞って開催することを予定しております。大変恐縮ですが、審議会への贈呈式のご案内は、会長と副会長のみとさせていただきたいと考えております。ご了承いただければと思います。

次に、次回の審議会のスケジュールですが、来年1月下旬頃を目途に予定しております。パブコメの結果、今日ご審議いただいたご意見を踏まえまして、文化振興指針改定版の案についてご審議をいただきたいと考えております。別途日程を調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本田会長

それではこれで、本日の議事が終了しました。進行を事務局にお返しします。

○事務局

本田会長、委員の皆様、長時間に渡るご審議とご意見、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第3回北海道文化審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。